

# 社会福祉法人 美熊野福祉会

## 平成29年度 事業計画

### 1. 基本方針

社会福祉法人美熊野福祉会の基本理念である4つの目標、5つの約束の下、重点項目に沿って多様化する地域ニーズに応えるとともに利用者一人ひとりが心豊かに、安全で安心ある暮らしが出来るよう支援します。また、平成29年4月1日より社会福祉法が改正されることから、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みに努めてまいります。

#### 《4つの目標》

- ・いのちを大切にし、健康な心とからだづくりに努めます
- ・一人ひとりの人格を尊重し、どんなに重い障がいがあっても、明るくいきいきとした生活を目指します
- ・一人ひとりの能力、可能性を最大限に発揮できるよう努めます
- ・家族、地域の人との交流を深め、開かれた施設に努めます

#### 《5つの約束》

- ・全職員は援助者であり、施設の主人公は利用者である
- ・全職員は、重い障がいがあっても、成長、発達への確信を持ち根気強く接すること
- ・虐待は認めない
- ・全職員はつねに、あわてない、しからない、笑顔をやささない
- ・全職員はつねに、助け合い、協力しあい、自覚と責任をもって行動する

### 2. 重点項目

#### (1) 利用者及び家族へのサービス提供の充実について

- ① 利用者及び家族の視点に立ち、人権の尊重や個人の尊厳に配慮し、安心して安全な環境とそのサービスの提供に努めます。
- ② 利用者の高齢化、重度化に対するための日中活動の場及び住まいの場の確保を行い、更なるサービスの充実を図ります。

- ③ 利用者の地域生活移行を目指した取り組みを積極的に推進するとともに、地域で生活する利用者へのバックアップ体制の強化とそのサービスの充実に努めます。

## (2) 虐待防止について

- ① 利用者の人権と人格を最大限に尊重し、個性や感性の違いを認め、全ての人が平等であるという考えのもとに行動をします。
- ② 身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待、性的虐待等、人権侵害行為は決して行いません。
- ③ 虐待や人権侵害を起こすことがないように、虐待防止委員会、人権委員会の機能を最大限に活用致します。

## (3) 職員研修について

- ① 定期的な虐待研修を行い障害特性の理解や支援について積極的に学びます。
- ② 積極的に外部の講師を招き、職員全体の意識改革を行い利用者支援にいかします。
- ③ 人権擁護の視点を幅広く学びます。
- ④ 接遇を常に意識し法人職員としての自覚と責任について深く学びます。
- ⑤ 事業運営や役職の役割等を学び組織運営にいかします。

## (4) 地域福祉の拠点としての役割について

- ① 地域に広く開かれた総合福祉施設として、積極的に地域と交流を深める機会を設け、地域の関係機関との連携、地域行事への参加を行います。
- ② 総合福祉施設として持つ機能と役割を十分に発揮し、地域における社会福祉の推進を図ります。
- ③ 学校や学生並びに地域ボランティアの受け入れや福祉のマンパワーの養成を図るとともに、障害福祉に対する啓蒙、啓発活動を行います。

## (5) 法人機能強化及び経営基盤の安定について

- ① 法人として管理部門の中核として財務状況を把握し、経営・業務・人事管理に係って実態を把握するとともに、法人全体を見通した方針をたてて、施設管理についても積極的に取り組みます。  
また、適切な運営を進めるためには、法人として財源や人材を確保し、法人に人材を配置して組織整備を図ってまいります。  
また、各施設において適切な管理がおこなわれているかのチェック機能も果たしていきます。
- ② 法人本部が財務、労務、人事等を一元管理することにより、継続的経営、安定経営を図ります。
- ③ 会計の透明性の確保と社会的信頼を高められるようにします。
- ④ 財務状況等の情報開示を行い、法人運営の透明性を積極的に図ります。

## (6) 人材確保と人材育成について

- ① 継続した人材の確保と人材育成、組織の活性化に取り組みます。
- ② 階層別必須研修ならびに法人全体研修を開催し、人材育成並びに資質向上を図ります。
- ③ 各施設、事業所及び職員が持つ情報や知識、ノウハウ等を法人全体として共有しいかすことが出来るよう、人材交流を図ります。

## (7) 法人総合相談窓口の活用について

- ① 職員・利用者からの多様な相談のニーズに応える為に、法人総合相談窓口の活用を促し問題解決への努力を致します。
- ② ハラスメント困難事例に関しては、財団法人 21世紀職職業財団への外部委託相談を積極的に促し問題解決に積極的に取り組みます。

## (8) 各種委員会の設置

幹部会、中間管理職会、研修委員会、人権委員会、その他各事業所合同による職種別会議、各部門会議を定期的を開催し組織の活性化、再編成に取り組みます。

## (9) 防災・防犯について

- ① 施設の防災への取り組みの強化を図り、地域で暮らす障害児者またその家族への地域福祉避難所としての役割を果たします。
- ② 防犯カメラの設置や防犯グッズ等を取り入れることにより防犯意識の向上や緊急時の対応に対処できるよう努力致します
- ③ 防災・防犯の基礎マニュアルの作成を行います。(新規)

## (10) 感染症について

- ① ノロウイルスやインフルエンザ等の感染予防に力を注ぎ利用者や職員の健康管理・健康増進に努めます。
- ② 感染症の基礎マニュアルの作成を行います。(新規)

## (11) メンタルヘルスについて

労働安全衛生法における50人以上の職員規模の事業所において産業医・保健師等によるストレスチェックを実施致します。  
また、対象施設以外の事業所においても職員の心身の健康のための実施把握と支援体制を整備します。

## (12) ホームページによる情報提供

法人の経営や役割を理解してもらう為に情報発信機能の充実を目指します。  
また、各事業所のホームページ更新を確実に実行していきます。

## (13) 新規事業について

- ① 新宮東牟婁圏域の障害児者の現状把握及びニーズを分析するとともに地域診断を行い、新宮東牟婁自立支援協議会とも連携し新規事業の企画運営を行います。
- ② 就労移行支援・就労継続B型・放課後等デイサービスの多機能型事業所の新規申請を行い地域に密着した事業展開を図ります。
- ③ 施設整備に係る国庫補助金の利用に関し和歌山県や関係行政と連携協力のもと建設に向けた取り組みを円滑に進めます。